

(平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する
日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の附属書の修正に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的
目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府と
アメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、協定第二条の規定に基づ
き、千九百九十六年四月三日、同年六月二十五日、千九百九十八年十一月三十日、二千二年七月十二日、二
千五年六月十日及び二千八年十二月一日に修正された協定の現行の日本語及び英語による附属書をこの書簡
に添付されている附属書のようにそれぞれ改めることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び
閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとする
ことを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

23	22	21	20	19	18	17	16	15
宇宙の安全のために 行われる宇宙の状況の 監視に係る役割の提供 及び情報の共有	温室効果ガス観測技術 衛星（GOSAT）と炭素観 測衛星（OCO）との間の 協力計画	地球規模の降水観測（GPM） 計画の開発及び運用活動	太陽観測衛星（SOLAR-B） 計画	X線天文衛星Ⅱ（ASTRO-EⅡ） 計画	第二次気球搭載型超伝導 スペクトロメータ計画	宇宙工学実験衛星（MUSES-C） 計画	月探査衛星（LUNAR-A） 計画	磁気圏撮像衛星（IMAGE） 計画
宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空研究開発機構
国防省	内閣官房 文部科学省 国土交通省							
	国	航	航	航	航	航	航	航
	防	空	空	空	空	空	空	空
	省	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇
		宙	宙	宙	宙	宙	宙	宙
		局	局	局	局	局	局	局

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。